

倉吉市賑わい創出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市賑わい創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金（別表第2欄のあきない中心倉に係るものに限る。）は鳥取県が令和6年度（当該年度についての繰越明許費による場合を含む。）以後に市に交付する鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金（以下「県費補助金」という。）をその財源の一部としており、補助金の交付を受ける者（第4条第1項において「補助事業者」という。）は、前項の規定によるもののほか、県費補助金に係る交付要綱その他の規程の規定に従わなければならない。

(定義)

第2条 この要綱において、「市内事業者」とは、市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者であって、市税を滞納していないものをいう。

2 この要綱において、「賑わい創出事業」とは、地域の特色を活かして実施するイベントその他の市内外から来街者を多数呼び込むことで商業の振興と地域の活性化に寄与する事業（視察等の実際に賑わいを創出しない事業は対象としない）をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、市内における商業の活性化と賑わいの創出を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、補助金が交付されるべき年度の3月31日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、交付決定額の増額以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第17条の報告書(次項において「実績報告書」という。)による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第5号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第6号によるものとする。ただし、当該通知は、市長が県費補助金の額の確定の通知を受けた後に行う。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

3 第5条第1項前段の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日[等])

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
賑わい創出事業	あきない中心倉	補助事業の実施に要する次に掲げる経費 ①謝金・交通費・宿泊費 出演者等に係る謝金、交通費及び宿泊費（倉吉市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第32号）の規定による旅費の計算の例により計算した額を限度とする。）。ただし、補助事業者の構成員に対する個人給付的な経費は除く。 ②消耗品費 ③印刷製本費 ④広報費 ⑤使用料及び借上料 会場使用料、会場設営及び備品・機材等の借上料 ⑥雑役務費 警備員等の賃金、保険料等 ⑦委託費 運営に係る委託・外注費 ⑧補助事業に要する経費であつて、市長が必要と認めるもの	10分の10	500,000円
	市内事業者又は商店街その他の複数の者で共同で事業を実施する場合の当該複数の者（以下「共同事業者」という。）（当該年度において共同事業者として他の申請をし、又はする見込みのある事業者を除く）		3分の2	100,000円に共同事業者の数を乗じて得た額と300,000円とのいずれか低い額

様式第1号（第5条関係）

倉吉市賑わい創出事業費補助金事業計画書

1 補助事業

- (1) 補助事業等の名称 倉吉市賑わい創出事業費補助金
(2) 着手（予定）年月日 年 月 日
(3) 完了（予定）年月日 年 月 日

2 申請者の概要

名 称	
代 表 者	
所 在 地	
担当者所属・氏名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

3 補助事業の概要

事 業 目 的	
事 業 内 容	※可能な限り具体的に記載してください。 【現状分析】 【現状の課題】 【本補助金により実施する内容】
事 業 目 標	※可能な限り定量的に記載してください。

4 必要添付書類

- ・連携事業者を記載した一覧

(参考様式)

倉吉市賑わい創出事業費補助金実施計画書
連携事業者一覧

(担当者連絡先)

名称			
住所	〒	担当者名	
連絡先	電 話 番 号 :		
	メールアドレス :		

(連携する事業者一覧)

名称	代表者名	住所	事業における 役割等

様式第2号（第5条、第9条関係）

倉吉市賑わい創出事業費補助金収支予算書（決算書）

企業名又は団体名：

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額(ア) (決算額(ア))	(予算額(イ))	増減(ウ=ア-イ)	備考
市補助金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

科目	予算額(ア) (決算額(ア))	(予算額(イ))	増減(ウ=ア-イ)	備考
計				

※摘要欄には、科目ごとの積算を明記すること。（別葉として添付可）

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

〇〇年度倉吉市賑わい創出事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市倉吉市賑わい創出事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、「倉吉市賑わい創出事業」とし、その内容は、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市賑わい創出事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日経済観光部長決裁。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあつては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

5 補助規程の遵守・その他の条件

(1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

[(2) 補助金は、間接国費補助金等又は間接県費補助金等に該当するので、その交付の条件に従わなければならない。]

倉吉市賑わい創出支援事業費補助金事業報告書

1 補助事業

- (1) 補助事業等の名称 倉吉市賑わい創出支援事業費補助金
(2) 着手年月日 年 月 日
(3) 完了年月日 年 月 日

2 補助事業の実績概要

事業目的	
事業内容	※本補助金により実施した内容を可能な限り具体的に記載してください。
事業成果	※事業の目標に対しての成果を可能な限り定量的に記載してください。
今後に向けての課題・取り組み等	

3 必要添付書類

- (1) 支払に係る証憑書類の写し
(2) 補助事業に実施の様子の分かる書類

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

概算払通知書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市賑わい創出事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市賑わい創出事業費補助金
- 2 交付決定 ○○円
- 3 概算払の基準（限度額又は対象経費）
○○円
- 4 請求書の提出 補助事業者は、概算払を受けたい場合は、 月 日までに補助金等支払請求書を提出してください。
- 5 精算について

補助金の概算払を受けた場合で、補助事業の完了、中止又は廃止があったときは、補助金の精算を行う必要があります。その結果、精算により交付されるべきこととなった補助金の額（交付決定又は変更承認のあった額が限度となります。以下「精算額」といいます。）を概算払を受けた補助金の額（以下「概算払額」といいます。）が超過しているときは、当該超過している額を返還し、精算額に対して概算払額が不足しているときは、当該不足している額の分の補助金が交付されることとなります。

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

〇〇年度倉吉市賑わい創出事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市賑わい創出事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市賑わい創出事業費補助金
- 2 確定交付額等

補助金の確定交付額[及びその算定基準額並びに交付決定額]は、次のとおりである。

- (1) 確定交付額 金 円
- (2) 算定基準額 金 円
- (3) 交付決定額 金 円

- 3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

- 4 補助金の支払予定日 年 月 日